

介護老人福祉施設（第2水仙園）運営規程

（施設の目的）

第1条 社会福祉法人慈生会が老人福祉法に規定する老人福祉施設として設置経営する介護老人福祉施設第2水仙園（以下「施設」という。）が行う介護老人福祉施設の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の介護支援専門員、生活相談員、介護職員及び看護職員等の職員が入所する要介護者に対し施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態にある入所者に対し、適切な介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 施設の職員は、身体上又は精神上により要介護状態になった入所者に対して、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。さらに、必要に応じて居宅における日常生活が可能かどうか検討し、退所が必要な入所者には適切な指導援助等を行う。

2 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、施設の職員は、入所者の人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービス提供に努める。また、入所前の居宅における生活と、入所後の生活が連続したものとなるように配慮する。

3 本事業の運営にあたっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、他の介護保険施設及び居宅サービス事業者、保健・医療・福祉サービスを提供する他の事業者とも密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（施設の名称等）

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 第2水仙園
- （2）所在地 福井県越前市萱谷町4-9-1

（職員の職種及び員数）

第4条 施設の職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

- （1）施設長（管理者） 1名（うち常勤1名）
- （2）事務員 1名以上
- （3）介護支援専門員 1名以上（うち常勤1名以上）
- （4）生活相談員 1名以上（うち常勤1名以上）
- （5）介護職員 常勤換算 10名以上（うち常勤1名以上）
- （6）看護職員 常勤換算 1名以上（うち常勤1名以上）
- （7）機能訓練指導員 1名以上
- （8）栄養士 1名以上
- （9）医師 1名以上
- （10）業務員 1名以上

(職員の職務内容)

第5条 前条に定める職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長は、施設の業務全般を掌握し、職員を指導監督する。
- (2) 事務員は、一般事務および庶務会計等を担当する。
- (3) 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成等を担当する。
- (4) 生活相談員は、入所者の保護および生活相談等を担当する。
- (5) 介護職員は、生活相談員と連携を保ち、入所者の介護業務等を担当する。
- (6) 看護職員は、医師の命を受けて診療の補助と看護等を担当する。
- (7) 機能訓練指導員は、入所者の機能訓練等を担当する。
- (8) 栄養士は、栄養給食部門等を担当する。
- (9) 医師は、医療を担当する。
- (10) 業務員は、運転業務および設備機器の保守点検業務等を担当する。

(入所の定員)

第6条 施設の入所定員は、30名とする。

3ユニットとして、ユニットの定員は10名とする。

(入所手続き等)

第7条 施設は、施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ入所申込者又はその家族に対し、サービス選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得る。

- 2 施設は、施設サービスの提供を求められた場合に、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確認する。
- 3 施設は、施設サービスの提供を求められた場合に、その者の提示する被保険者証に認定審査会の意見の記載がある時は、その趣旨及び内容に沿ってサービス提供を行う。

(入 退 所)

第8条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、居宅における生活が困難であると認められる者を対象にサービス提供を行う。

- 2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒んではならない。
- 3 施設は、入所申込者の入所に際し、その者の心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 4 施設は、災害その他やむを得ない事情がある以外は、入所定員及び居室定員を超えて入所させてはならない。
- 5 施設は、入所申込者が入院加療を要する者又は継続的な医療が必要な者等自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた時に、速やかに医療機関を紹介する等の適切な措置を講じる。
- 6 施設は、入所者の心身の状況に照らし、要介護認定の結果等を踏まえ、その者が居宅において日常生活を営むことが可能かどうかについて検討する。その検討にあたっては介護支援専門員、生活相談員、介護及び看護職員等で協議する。
- 7 施設は、入所者の心身の状況及び環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことがで

きると認められる者に対し、入所者及び家族の意向、退所後の生活環境等を踏まえた上で、退所に必要な援助を行う。

- 8 施設は、入所者の退所に際し、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供、保健・医療・福祉サービスを提供する他の事業者との密接な連携に努める。

(要介護認定の援助)

第9条 施設は、サービスの提供の開始に際し、入所申込者について要介護認定の申請を確認し未申請の場合は入所申込者の意志を踏まえて速やかに申請が行われるよう援助する。

- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する1ヶ月前にはなされるよう、入所者に対し援助する。

(利用料その他費用)

第10条 指定介護老人福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、当該指定介護老人福祉施設サービスが法定代理受領サービスである場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額に入所者ごとの負担割合を乗じて得た額とする。

- 2 施設は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用を入所者から徴収する。

(1) 居住費 2,130円(1日当たり)

ただし、居住費 負担限度額認定者は、その負担限度額とする

(2) 食費(食材料費・調理費用)

朝食代 450円(1食当たり)

昼食代 650円(1食当たり)

夕食代 650円(1食当たり)

ただし、食費負担限度額認定者は、その負担限度額とする。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、入所者又はその家族に対し事前に事業内容や費用を説明した上で、その支払いに同意する旨の文書に署名を受ける。

- 4 利用料その他の費用の支払いは、現金、振込み又は入所者等名義の預金口座（施設指定金融機関）からの引落としにより、指定期日までに受ける。

- 5 新たな費用が発生した場合などは、その額を基礎として第2項の費用の内容および金額を変更することがある。

- 6 前項の変更を行う場合は、変更の1ヵ月以上前に入所者又はその家族に対し変更内容について文書により説明した上で、変更に同意する旨の文書に署名を受ける。

(サービス計画の作成)

第11条 施設長（管理者）は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たり、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

- 3 介護支援専門員は、解決すべき課題に基づき、サービス提供に当たる他の職員と協議の上、サービスの目標及び達成時期、サービス内容、留意事項等を盛り込んだ施設サー

ビス計画の原案を作成する。

- 4 介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入所者に対し説明及び同意を得る。
- 5 介護支援専門員は、施設サービス計画作成後も、サービス提供に当たる他の職員と連絡を継続的に行い、実施状況の把握を行うとともに必要に応じて計画変更を行う。

(入所者に対するサービス内容)

第12条 施設は、入所者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、認知症の状況等入所者の心身の状態を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。

- 2 施設の職員は、サービスの提供に当たっては懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族から求められた時は、理解しやすいように説明する。
- 3 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 4 施設は、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入所者の心身の状態等に応じ、適切な技術をもって介護を行わなければならない。
- 5 施設はサービスの提供に際し、入所者及び他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その切迫性、非代替性、一時性について十分検討し、事前に家族に対して説明を行い同意を得る。その態様及び時間、その際の心身の状況並びにやむ得なかった理由を記録する。
- 6 施設の事業に係わる介護福祉施設サービス内容は、次のとおりとする。
 - (1) 介護
 - (2) 健康管理（看護）
 - (3) 食事の提供
 - (4) 機能訓練
 - (5) 相談、援助
 - (6) 衛生管理
 - (7) 社会生活上の便宜の提供等
 - (8) その他

(施設の入所に当たっての留意事項)

第13条 入所者は、施設から介護福祉施設サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意する。

- (1) 入所者は施設長および職員が法令又はこの規定に基づいてする指導および指示、ならびに日課に従うこと。ただし、健康その他の事由により指導・指示又は日課に耐えられない時は、その旨を施設長に申し出ること。
- (2) 医師の医療上・保健衛生上必要な指示はすべて従わなければならないこと
- (3) 暴力・喧騒 その他 他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (4) 衛生上、風紀上その他施設の管理上支障がある物品を施設内に持ち込まないこと。
- (5) 火災・盗難・伝染病の予防に努めること。
- (6) 今、直ちに必要としない物品、その他、貴重品は少額を除き施設長に保管を依頼すること。

- (7) 入所者間において金品の貸借をしないこと。
- (8) 建造物・物品は大切に扱い、設備器材を故意に滅失・破損したり、備品等の位置・形状を無断で変更しないこと。
- (9) 一身上に関するほか日常生活について、事実と相違することを故意に言いふらさないこと。
- (10) 収入・その他一身上に異動・変更があったときは、関係職員を通じ施設長に届け出ること。
- (11) その他施設長が施設の管理上支障があると認める事項

(勤務体制の確保)

第14条 施設は、入所者に対し、適切な施設サービスその他のサービスを提供するため、職員等の勤務体制を定め、サービスの提供は当該職員によって行う。

2 施設は、職員の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- (2) 職種別研修 随時

(非常災害対策)

第15条 施設長は、非常災害対策として、次の措置を講ずる。

- (1) 施設の消火設備その他非常災害に際して必要な設備の設置および整備
- (2) 防火管理者または火気、消防等についての責任者の選任
- (3) 「消防計画」ならびに風水害、地震、土砂災害および原子力災害等の「非常災害に関する具体的計画」の作成および職員への周知
- (4) 非常災害時における関係機関への通報体制の整備および職員への周知
- (5) (3)の計画に基づく、定期的な避難、救出その他必要な訓練の実施
- (6) 消防団や地域住民等の日常的な連携の強化

(衛生管理)

第16条 入所者に対しては、常に清潔な被服および寝具を使用させなければならない。

- 2 新たに入所する者についてはその入所時に、現在入所中の者については随時寝具・被服・所持品等を点検し、その結果必要と認めた場合には、清潔な寝具・被服と交換し、洗濯・消毒又は棄却するものとする。
- 3 居室・寝具・被服等で伝染のおそれのあるウイルスに汚染し、又は、汚染の疑いのあるものは、消毒又は棄却したあとでなければ利用者の用に供してはならない。
- 4 入所者の入浴は週2回以上行なうものとする。
- 5 施設は、感染症または食中毒が発生したまたはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。
 - (1) 施設は、感染症対策委員会を1月に1回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行う。
 - (2) 施設は、感染症または食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、施設は、別に厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応をとる。

(褥瘡対策等)

第17条 施設は、褥瘡ができないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(協力病院)

第18条 施設は、入院治療を必要とする入所者のために、次のとおり協力医療機関を定める。

機関名 : 医療法人 笠原病院

住 所 : 越前市塚町214

(2) 施設は、次のとおり協力歯科医療機関を定める。

機関名 : 山本歯科医院

住 所 : 越前市元町1-12

(身体拘束の廃止)

第19条 施設は、入所者または他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入所者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により入所者の行動の制限をしない。

2 施設は、施設長や医師等で構成する「身体的拘束適正化検討委員会」において、前項の緊急やむを得ない場合(切迫性、非代替性、一時性の用件を満たす場合)に該当するかどうか十分検討する。

3 施設は、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合でも、常に観察、再検討し、緊急やむを得ない場合の要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。

4 施設は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を、入所者やその家族等にできる限り詳細に説明する。

5 施設は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

(秘密保持等)

第20条 施設は、入所者またはその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努める。

2 施設は職員であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含めるものとする。

3 施設は、サービス担当者会議等において、入所者の個人情報を用いる場合は入所者の同意を、入所者の家族の情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(利益供与等の禁止)

第21条 施設及び職員は、居宅介護支援を行う事業者又はその職員に対し、当該施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

- 2 施設及び職員は、居宅介護支援を行う事業者又はその職員から、当該施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(苦情の処理)

第22条 施設は、提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する入所者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 施設は、提供した指定介護老人福祉施設サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行なう文章その他の物件の提出若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 施設は市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。
- 4 施設は、提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行なう法176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生の防止および発生時の対応)

第23条 施設は、事故の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応および次号に規定する報告の方法等を記載した事故発生防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生の防止のための委員会および職員に対する研修を定期的に行う。
- 2 施設は、入所者に対する介護保険施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村等、入所者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 3 施設は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録する。
- 4 施設は、入所者に対する当該サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(記録の整備)

第24条 施設は、職員、設備、備品および会計に関する諸記録を整備する。

- 2 施設は、入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供に関する記録を整備し、
 - (1) および(2)についてはその完結の日から5年間、(3)から(5)についてはその完結の日から2年間保存する。
 - (1) 介護計画等
 - (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
 - (3) 市町村への通知にかかる記録
 - (4) 苦情内容等の記録
 - (5) 事故の状況および事故に際してとった処置の記録

(人権の擁護および虐待防止のための措置)

第25条 施設長は、入所者の人権の擁護および虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止に関する指針の作成
 - (2) 虐待防止対策検討委員会の実施
 - (3) 虐待の防止に関する責任者の選定
 - (4) 成年後見制度の利用支援
 - (5) 職員に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
- 2 職員は、施設内および入所者の居宅その他の場所において、当施設の職員または養護者(入所者の家族等高齢者を現に養護する者のこと)その他の者により、虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通報する。

(緊急時の対応)

第26条 施設等においてサービスを提供している際に、入所者の心身に異変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに嘱託医や協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じる。

(その他の運営に関する事項)

第27条 施設は、見やすい場所に運営規程の概要、協力病院、利用料その他サービス内容等の事項を掲示しておく。

- 2 施設は、地域住民やその自発的な活動等との連携・協力を行うなど地域との交流に努める。
- 3 施設は、本事業の会計と、その他の事業の会計を区分する。
- 4 この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は、当法人の理事長と施設長が協議して定める。

附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程の一部を改正し、平成28年4月1日から施行する。

この規程の一部を改正し、平成30年4月1日から施行する。

この規程の一部を改正し、平成31年4月1日から施行する。

この規程の一部を改正し、令和元年10月1日から施行する。

この規程の一部を改正し、令和3年4月1日から施行する。

この規程の一部を改正し、令和4年4月1日から施行する。

この規程の一部を改正し、令和5年4月1日から施行する。

この規程の一部を改正し、令和6年4月1日から施行する。

この規程の一部を改正し、令和7年4月1日から施行する。